

青森県報

第四百八十三号

令和四年
七月十一日
(月曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

公 告

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……一

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……二

○右 同……………(中南地域) ……二

○右 同……………(三八地域) ……二

○右 同……………(同) ……三

出先機関

○道路の位置の指定……………(下北地域) ……三

選挙管理委員会

○青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日……………(事務局) ……三

正 誤

○令和四年二月十八日定例規則中……………(健康福祉課) ……四

告

示

青森県告示第二百九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 定 年 月 日
合同会社とわだみらい	十和田市東二番町五の二八	児童発達支援	子ども発達センターそだ	令和四・七・一
合同会社とわだみらい	十和田市東二番町五の二八	保育所等訪問支援	子ども発達センターそだ	〃

公

告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、大堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを

提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年七月十二日から同年八月九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社Cーマネジメント

二 代表者の氏名 木立義博

三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字亀井二二二の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第一〇〇五六三号

五 取消年月日 令和四年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第

一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 オノ建

二 氏名 小野勝康

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字東和徳町一―一三

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第二〇〇一八七号

五 取消年月日 令和四年六月三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大西

二 代表者の氏名 大西豊

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前東四丁目六の三九三

四 許可番号 青森県知事許可(般一)第三〇〇七五五号

五 取消年月日 令和四年六月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年二月二十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 菊地設備

二 氏名 菊地恒

三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷大字市野沢字山陣屋二二の一二七

四 許可番号 青森県知事許可(般一)第三〇〇五八二号

五 取消年月日 令和四年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年六月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月十一日

下北地域県民局長 石 澤 雅 史

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市金曲二丁目一の一	八五・〇五メートル	六・〇二メートルから六・一七メートルまで	令和四・七・一

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

令和四年七月三十一日執行の青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第二十二條第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

令和四年七月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙時登録の基準日

令和四年七月二十一日

正 誤

令和四二四号	発行年月日 番号
規則	区分
第十三号	番号
三	ページ
上	段
ら後ろ七か	行
「事業主(雇主)名 「事業主(雇主)名 ④」を	誤
「事業所(雇主)名 「事業所(雇主)名 ④」を	正

健康福祉政策課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
定価	毎週月・水・金曜日発行 小口一枚二付十五円